

一般社団法人日本生殖医学会 学術奨励研究助成資格者選考規程

(目的)

第1条 生殖医学の発展に寄与すると予測される、人類及び家畜と動物の生殖に関する基礎的及び臨床的研究について、創造性に富み優れた研究を助成することにより若手研究者の研究意欲を高め、奨励することを目的とする。

(申請資格)

第2条 学術奨励研究助成交付希望者（以下、研究責任者と記載。学術奨励研究助成交付希望者は申請者・研究責任者を兼ねる）は以下の各項全てを満たすことで申請資格を得る。

1. 研究責任者は、申請時に1年以上の会員歴があり、研究開始時点においても継続して日本生殖医学会会員であること
2. 研究責任者は国内の研究機関または医療機関に所属し、助成対象となる研究が日本国内で実施されること
3. 日本生殖医学会学術講演会において発表経験またはReproductive Medicine and Biology 論文掲載経験のある日本生殖医学会会員
4. 研究責任者は、研究期間開始日時点で年齢は45歳以下の者
5. 研究責任者あるいは研究分担者として同じ内容の研究課題で重複して他の研究助成金を交付されていないこと
6. 研究責任者の所属する教室または研究室の研究者が前年度に当学術奨励研究助成を受けていないこと
7. 学術奨励研究助成は研究責任者一人につき一度のみとする（過去の学術奨励賞受賞歴を含む）
8. 申請時に、日本生殖医学会の理事、代議員、大学教授（会員）の推薦を要する。なお、同一の推薦者による複数の申請の推薦はできない。

(選考委員会)

第3条 学術委員会内に設置される選考委員会が選考し、助成資格者を決定し、理事会での承認を得る。

第4条 選考委員会は学術担当理事を委員長とし、学術担当幹事および学術委員若干名によって構成される。学術担当理事は学術委員の中から基礎・産婦人科・泌尿器科の3領域より計12名以内（ただし、各部門から原則3名以上、最低でも1名以上で構成）を指名し、当該年度前年度第3回通常理事会において承認の上、学術奨励研究助成選考委員会を組織する。

2 以下の場合、選考委員は当該申請者の選考は不可とする。

- a) 申請研究の共同研究者である場合
- b) 申請研究の研究チームと最近3年間において共著での論文発表等がある場合
- c) 共同研究を行っている場合

なお、b)、c)については事務局では把握が困難なため選考委員の自己申告に委ねる

ものとする。

(選考方法)

第5条 選考委員会で最大3名とし、助成資格者（グループも可）を選出する。

第6条 本会の活動特質より、原則として、3名の助成資格者は基礎、泌尿器科、産婦人科の3領域から1名ずつ選出する。

(助成金支給)

第7条 1研究につき100万円とし、年間総額300万円を支給する（3研究まで）。支給手続については、資格決定者に公開される助成金契約書に基づいて行われる。

第8条 助成金支給は研究を行う施設の開設する口座に支払われる。個人の私的口座は認めない。なお、大学等研究機関の場合、助成資格者は大学等研究機関へ予め間接経費の免除を依頼する。事前の免除申請をしなかった場合、または間接経費が免除されない場合の助成資格者への補填等を行わない。

(選考決定と公表)

第9条 第3条の決定をうけ、理事会において決議承認を行い、総会において報告する。総会後に発刊する日本生殖医学会雑誌ならびにホームページ上で助成資格者の氏名及び所属、研究タイトルを公表する。

(資格者の義務)

第10条 助成資格者は以下の義務を有する

1. 研究期間は原則1年とする。研究期間終了後、30日以内に助成金使用報告書を速やかに作成し、学会事務局を通じて助成金支援者に提出するか、又は学会事務局を通じて助成金支援者が要求する形式で、受領者による本助成金の使途を詳述したその他の証拠を提出する。
2. その他、資格決定者に公開される助成金契約書記載の内容に従う
3. 助成を受けた研究業績を研究期間終了後2年以内に以下の1)2)のいずれかにて研究成果を報告する。
 - 1) Reproductive Medicine and Biology、またはそれ以外の学術英文誌に原著論文もしくは総説として投稿し、Acknowledgementに助成金による研究成果であることを明記する（記載文：The program was supported (in whole or in part) by the Grant from Ferring.）。掲載された論文コピーを学会事務局に提出する。加えて、日本生殖医学会学術講演会で研究内容を発表し、抄録のコピーを学会事務局に提出する。
 - 2) 学会所定の研究報告書にて研究成果を詳述したものを提出し、加えて日本生殖医学会学術講演会で研究内容を発表し、抄録のコピーを学会事務局に提出する。

(施行日及び改定方法)

(雑 則)

第 11 条 本規程は、令和 4 年 11 月 3 日より施行する。本規程は理事会の決議によって改廃することができる。

令和 5 年 3 月 20 日改定